

議事要旨(3) 企業会計基準公開草案第 24 号『退職給付に係る会計基準』の一部改正(その 3)(案)」のコメントについて

逆瀬副委員長(専門委員長)及び中根研究員より、『退職給付に係る会計基準』の一部改正(その 3)(案)」に対し寄せられたコメントと事務局の対応案の説明がなされた。説明の後、次の質疑応答が行われた。

(割引率の基準日は貸借対照表日であることを、注解 6 に明示すべきとのコメントについて)

実務上、厳密には期末日の利回りを使って計算されていないことを考えると、むしろ明示しない方がよいという意見があった。また、別の委員からは、基準の他の部分では貸借対照表日という用語は使用されておらず、注解 6 を修正することによって、基準全体のバランスが崩れる懸念があるとの意見があった。

一方、これらの意見に対し、退職給付債務の計算においては期末日の利回りを基礎とすることが前提とされており、厳密には期末日の利回りが使用されていない場合であっても、それは重要性の観点から許容されるに過ぎないとの指摘があった。

事務局からは、専門委員会では、特段の問題がなければ明確化のために記載した方がよいという意見もあったが、委員会での意見も踏まえ、引き続き検討するとの説明がなされた。

(割引率の異なる複数の退職給付債務を使用した補正計算方法を記載すべきとのコメントについて)

従来も補正計算は行われていたが、どの程度の補正であれば合理的といえるのかある程度明確になっていないと、財務諸表作成者と監査人との間で問題となる可能性があるため、具体的な補正方法を記載すべきという意見があった。

これに対し、別の委員からは、今回の改定により計算方法が大きく変わるわけではなく、従来から複数の割引率を使用して計算する方法が実務慣行として確立していることから、さらに具体的に示す必要はないという意見があった。

また、別の委員からは、従来に比べ合理的な補正計算の必要性がより高くなることを踏まえた文面にすべきという意見があった。

事務局からは、合理的な補正計算方法についてあまり詳細に記載することは難しいと考えるが、いただいた意見を踏まえ文案を検討する旨の回答がなされた。

以上